

財務省告示第六百五十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十五年十月二十日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十五年十一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百十

二 発行の根拠 平成十五年度における公債の発

三 法律及びそ 行の特例に関する法律（平成十

の法条項 五年法律第十八号）第二条第一

（昭和二 項及び財政資金特別会計法

第十 昭和二 項及び法律第百一十号）

基金特別会計法（明治三十九年

法律第六号）第五条第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けられた各申込みの

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

十九	十八	十七	十六	十五		十四				十三	十二		十一	十			
払	者入	払	元	償	償		後	第		初	利		口	イ	発	行	
込	札	場	利	還	還		の	二		期	率	札	非	入	発	行	
日	参	所	金	金	期		利	期		子		発	競	札	行	価	
	加		支	額	限		子	以				行	争	入	格	格	日

の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。平成十五年十月二十日

額面金額百円につき九十九円九

額面金額百円につき九十九円九

十二銭

年〇・一パーセント

平成十六年四月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年四月二十日及び十月二十日を支払いの期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十七年十月二十日

日本銀行

額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成十五年十月二十日